

相原 守夫	相原内科小児科 科医院	弘前市大字青山三丁目八の二	内科 (免疫機能障害)	〃
工藤 悟	弘前大学医学部 附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科 (肢体不自由)	〃
中井 博史	国立療養所八戸 病院	八戸市吹上三丁目一三の二	小児科 (肢体不自由)	〃

青森県告示第百七十五号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部整備企画課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 青森県土地利用基本計画書の変更
変更に係る事項

3の別表土地区画整理事業の項中、「28.0」を「60.8」に、「ゾーンA」を「ゾーンB」に改め、同表都市計画公園事業（いちょう公園）の項中「32.6」を「39.5」に改め、同表むつ小川原開発の項中「むつ小川原開発株式会社」を「新むつ小川原株式会社」に改め、同表都市計画公園事業（浪岡緑道）の項中「21.7」を「25.6」に改める。

二 青森県土地利用基本計画図の変更

1 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の森林地域の区域を次のように改める。

(一) 区域を拡大した市町村

黒石市、大鰐町、平賀町、市浦村

(二) 区域を縮小した市町村

鯉ヶ沢町、木造町、深浦町、岩崎村、車力村、西目屋村、碓ヶ関村、金木町、

中里町、市浦村、小泊村
2 変更の内容
次の図面のとおり
（「次の図面」は、省略する。）

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、水木地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

常盤村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、惣四郎堰地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、相馬川二期地区の県営土地改良事業（かんがい排水事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

相馬村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、切田用水地区の県営土地改良事業（土地改良総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、元村地区の県営土地改良事業（土地改良総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、沢田川原地区の県営土地改良事業（担い手育成基盤整備事業（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

十和田湖町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、西中地区の県営土地改良事業（水田農業経営確立排水対策特別事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

藤崎町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、穴堰下流地区の県営土地改良事業（かんがい排水事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

尾上町役場

田舎館村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、熊原川地区の県営土地改良事業（防災ダム事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、水木地区の県営土地改良事業（水田農業経営確立排水対策特別事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

常盤村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、権現沼地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

車力村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、天間ダム地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

天間林村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、久吉地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型・区画整理型）（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月三日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月四日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

碓ヶ関村役場

青 森 県	発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号
東奥印刷株式会社	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十五円一銭